

審理対象の誤りと審決取消し：知財高判令和8年9月9日「転がり軸受」事件

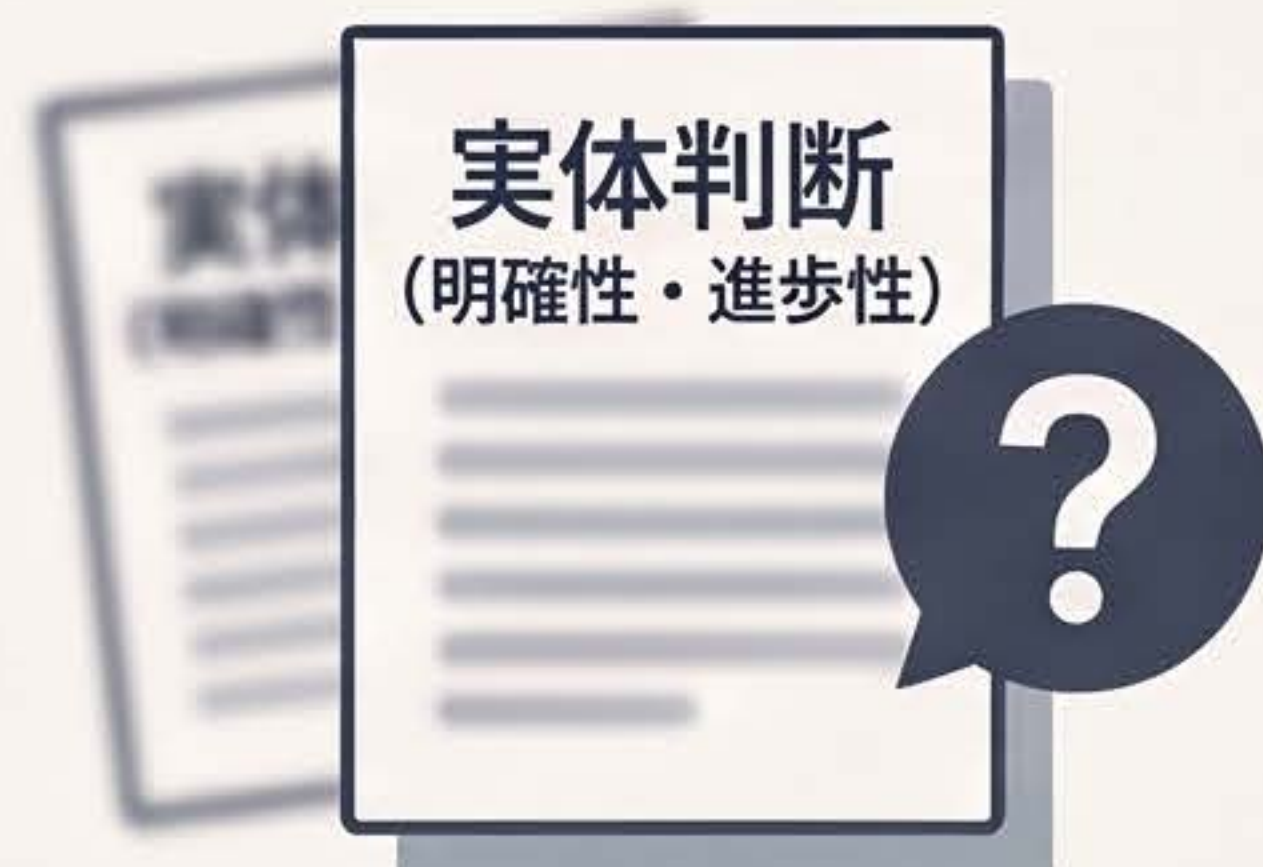
本判決は、拒絶査定不服審判において、特許庁が補正後の請求項ではなく、誤って補正前の請求項を対象に判断した「手続上の瑕疵」により、知財高裁が実体判断に立ち入らず審決を取り消した事例である。

判決の核心（審理対象の誤りと判示）

補正前発明の審理判断を
「手続上の瑕疵」と認定



審決書内で一貫して補正前の請求項を対象に判断していたため、審理対象の誤りとして審決が取り消された。



被告の「補正後で読んでも結論は同じ」という主張を退ける



特許庁が判断していない補正後の発明を裁判所が第一次に判断することはできないとし、無害性主張を拒絶した。

実体要件（明確性・進歩性等）
の判断は回避

裁判所は特許性の有無を示しておらず、差戻し後の審理において補正後発明の特許性が改めて判断される。

実務上の示唆と対策



特許庁（審判合議体）：起案時の対象文言チェック徹底

先行する拒絶理由通知等の文案を審決に流用する際の文言更新漏れを防ぐ検証工程が不可欠である。



出願人・代理人：
審決受領時の記載照合

審決書の判断部分が補正後の請求項を正確に対象としているかを直ちに確認すべきである。